

道銀ローンをご利用のお客様へ

道銀ローンの定型約款について

いつも弊行をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

さて、令和2年4月1日より施行された改正民法の第548条の2により、「定型約款」の定めが新たに規定されましたことから、道銀ローンについて別紙のとおり定型約款を定めましたので、お知らせいたします。

定型約款とは、民法の条文では以下のように定義されています。

- ① ある特定の者が不特定多数の者を相手方とする取引で
- ② 内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なものを「定型取引」と定義した上、この定型取引において
- ③ 契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体

お客様と銀行とのローン取引において、「ある特定の者」とは銀行、「不特定多数の者」とはローンをご利用いただくお客様、「取引」又は「定型取引」とはローンのご利用のことを指します。

また、ローン契約に際し締結いただく保証委託契約においては、「ある特定の者」とは保証会社、「不特定多数の者」とはローン契約にあたり保証会社と保証委託契約を締結されるお客様、「取引」又は「定型取引」とは保証委託契約を指します。

この法律に則り、弊行ではお客様と公平かつ安定したお取引を行なうため、別紙に定める書式を定型約款と定め、弊行のローンご利用をご希望されるお客様に対し定型約款を提示し、ローンをご契約いただく際にはこの定型約款の定めが適用されることに同意いただいたうえでお取引させていただきます。

定型約款として定めた別紙記載の約款は、従来よりお取引の際に締結いただく「金銭消費貸借契約証書」あるいは「保証委託契約書」に記載されていたものですが、本取扱い後も、ローン契約前あるいはローンのご利用中にお客様からのお申し出がございましたら直ちにその内容を提示するとともに、条項の内容に変更がある場合は弊行のホームページ等であらかじめその変更内容と、変更後の条項の適用開始日を公表させていただきます。

別紙にご利用いただくローンごとに適用される「定型約款」を記載しておりますので、ご参照いただけますようお願い申し上げます。

敬具

各ローンに適用される定型約款について

対象ローン名	適用する約款	
道銀住宅ローン	道銀ローン契約規定	
(道銀カード保証)	道銀カード保証委託約款	
無担保目的ローン	道銀ローン契約規定	
	道銀ローン契約規定 (非対面 WEB 契約用)	
	(道銀カード保証)	道銀カード保証委託約款
		道銀カード保証委託約款 (WEB 契約用)
	(オリエントコーポレーション保証)	オリコ保証委託約款 (証貸用)
	(ジャックス保証)	ジャックス保証委託約款 (証貸用)
	ジャックス保証委託約款 (証貸用) (WEB 契約用)	
道銀ベストフリーローン (WEB 完結型)	道銀ローン契約規定 (非対面 WEB 契約用)	
(オリエントコーポレーション保証)	オリコ保証委託約款 (証貸用)	
道銀フリーローン (グレードアップ型)	道銀ローン契約規定	
(道銀カード保証)	道銀カード保証委託約款	
道銀教育ローン (カード型)	教育ローン (カード型) 取引規定	
(オリエントコーポレーション保証)	オリコ保証委託約款 (当貸用)	
	オリコ保証委託約款 (証貸用)	
(ジャックス保証)	ジャックス保証委託約款 (当貸用)	
	ジャックス保証委託約款 (証貸用)	
道銀 A T Mカードローン	A T Mカードローン契約規定	
(道銀カード保証)	A T Mカードローン保証委託約款	

- 「道銀住宅ローン」には、無担保借換ローン、道銀住宅ローン「リラ」を含みます。
- 「無担保目的ローン」とは、以下のローンを指します。
道銀マイカーローン、道銀教育ローン (ただし、カード型を除く)、道銀リフォームローン、道銀ライフローン
- 「無担保目的ローン」の契約を WEB 契約にて行う場合、道銀ローン契約規定、道銀カード保証委託約款、ジャックス保証委託約款 (証貸用) は WEB 契約用が適用になります。
- 「教育ローン (カード型)」は、保証会社がオリエントコーポレーションかジャックスかで適用となる保証委託約款が異なります。また、各保証会社の保証委託約款は、カードローン特約 (カードローンの利用期間中) 用と元金返済特約 (元金返済期間中) 用の 2 種類あります。
- 「道銀 A T Mカードローン」の当座貸越契約書と保証委託契約書は、それぞれお申込み時に A T M の画面上でご確認いただいたものです。
- 上記以外のローンについては、各ローンで制定の契約規定等が適用されます。

ご不明な点につきましては、ローンお取引店あてご照会いただけますようお願いいたします。